

令和7年度 鳥取県会計年度任用職員（教職員健康相談員）採用試験募集案内

鳥取県教育委員会事務局教育総務課
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地（鳥取県庁第二庁舎5階）
 電話：(0857)26-7531 <https://www.pref.tottori.lg.jp/kyouikusoumu/>

1 申込書受付期間・試験日等

受付期間	令和7年3月1日（土）から令和7年3月13日（木） ◆持参、郵送のどちらでも受け付けます。（令和7年3月13日（木）必着） ◆受付時間 8:30～17:15 （ただし、土・日・祝日を除く。）
試験日時	令和7年3月16日（日） ○受付開始時刻 9:00 ○試験開始時刻 9:30
試験会場	鳥取県教育センター（鳥取市湖山町北5丁目201）
試験結果発表日	令和7年3月21日（金）（予定）

2 募集内容等

募集する職及び採用予定者数	会計年度任用職員（教職員健康相談員） 2名（東部地区1名、西部地区1名）
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
受験資格	(1) 以下ア～カのいずれかに該当する人 ア 学校等公的教育機関において相談業務又はこれに類する業務の経験を有する人（管理職、養護教諭、学校相談員等の経験を有する人） イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する人 ウ 公認心理師（国家資格）の資格を有する人 エ 精神保健福祉士（国家資格）の資格を有する人 オ 保健師（国家資格）の資格を有する人 カ 臨床心理の分野に関する専門的な実務経験を有する人 (2) 普通自動車運転免許（AT限定可）を有する人又は令和7年3月31日までにこの免許を取得する見込みのある人 (3) 年齢、性別を問いません。 (4) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者 (5) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和7年3月31日までにこの資格を取得する見込みのある人に限り受験できます。
職務内容	教職員の <u>心の健康相談及び健康管理</u> に関する業務 ○教職員の心の健康相談・面接指導・フォローアップ等に関すること ○勤務所属における関連事業の補助に関すること ○その他、教職員の健康管理に関し必要と認められるもの ※業務の性質上、出張を伴う日が多くあります。 また、健康相談等の終了時間により勤務終了時間が遅くなる場合があります。

勤務場所	<ul style="list-style-type: none"> ・東部地区 教育総務課(鳥取市東町1丁目271番地) ・西部地区 西部教育局(米子市鞆町1丁目160番地)
------	--

※予算編成その他の状況により、採用予定者に決定されても採用にならない場合があります。

3 試験内容

試験種目	配点	内 容
論文試験	100点	職務遂行に必要な能力に関する筆記試験(40分)
面接試験	200点	個人面接による口述試験(20分程度)

4 勤務条件

給 与	<ul style="list-style-type: none"> ○報酬 時間額2,050円 ○期末勤勉手当 期末手当:報酬の月額相当額の2.210月分(6月期1.105月分、12月期1.105月分) 勤勉手当:勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ○費用弁償(通勤手当) 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。(届出のあった翌月から支給) 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給します。
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限る。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 ○年次有給休暇 任用期間に応じて付与。(最大1年間に10日) ○特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)など。 ※任用期間等に応じ、有給休暇と無給休暇があります。
勤務形態 及び 勤務時間	週30時間以内(毎週土・日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分までの範囲内(うち休憩1時間) ※相談対応時間により、勤務時間が1~2時間程度前後する場合があります。 (該当日は、勤務時間の変更等により対応します。) ※勤務時間は、採用予定者の希望を踏まえ、週20時間以上30時間以内の範囲で調整します。

※上記勤務条件は、現時点におけるものであり、採用時までには制度改正又は給与改定等があった場合は、それによります。

5 受験申込手続等

提出書類等	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 採用試験申込書 1部 ② 結果返送用封筒 1部 (長形3号(12cm×23.5cm)を使用し、返送先の郵便番号、住所、宛名(「~様」と記すこと)を明記し、110円切手を貼ること) <p><該当者のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 【受験資格イ該当者】臨床心理士認定証の写し ④ 【受験資格ウ該当者】公認心理士登録証の写し ⑤ 【受験資格エ該当者】精神保健福祉士登録証の写し ⑥ 【受験資格オ該当者】保健師免許証の写し ⑦ 【受験資格ア・カ該当者】専門的な実務経験や相談業務等の経験を証明できる在職証明等の書類
-------	---

提出先	鳥取県教育委員会事務局教育総務課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地(県庁第二庁舎5階)、電話(0857)26-7531 [郵送で申し込む場合] 封筒の表に赤字で「会計年度任用職員(教職員健康相談員)採用試験申込書」と書いてください。
受験票の交付	受験番号を記載した受験票を試験当日の受付時にお渡しします。
その他	提出された書類は、試験終了後も返還しませんので御承知ください。

※車椅子の使用等、受験に際して配慮が必要な場合は、申込み時にお知らせください。
ただし、お申し出内容によってはお応えできないことがあります。

【申込書の記載について】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の「受験番号」欄を除くすべての欄に正確に記入してください。
- 3 「現住所」欄は、棟、号室まで正確に記入してください。
- 4 「電話番号」欄は、採用する際等に電話により連絡を行いますので、携帯電話をお持ちの場合には、必ずその電話番号も記入してください。連絡がとれない場合には採用されないことがあります。
- 5 「最終学歴」欄には、最終学歴(学校名及び学部・学科・課程名等)を記入してください。(専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。)
- 6 「パソコン能力」欄は、記載のソフトについて該当する項目に「○」を記入してください。その他のソフトで利用できるものがあれば、ソフト名を記入するとともに、該当する項目に「○」を記入してください。
- 7 「職歴」欄は、行が足りない場合は別紙等に記載したものを添付してください。
- 8 「勤務希望地域」欄は、希望に「○」を記入してください。併願の場合は、希望順位を記入してください。

6 合格者の決定方法

- (1) 東部地区・西部地区それぞれ、論文試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
(併願の場合、第一希望地区が次点以下でも、第二希望地区で最高点の場合は合格者となります。)
ただし、論文試験又は面接試験の得点が一定の水準に満たない場合は、他方の試験の得点にかかわらず不合格とします。
また、試験の結果によっては、合格者がいない場合又は補欠合格者の決定を行う場合があります。
- (2) 合格者決定後、採用までに受験資格の確認のため職歴証明書等を提出していただく場合があります。
なお、申込書の記載事項に不備があると、合格者になっても採用されない場合があります。

7 合格者の発表

受験者全員に試験結果を文書で通知するとともに、合格者の受験番号を鳥取県教育委員会事務局教育総務課ホームページに掲載します。

なお、試験結果を通知する文書には、受験者の得点及び順位についてもあわせて記載します。

また、合格者の辞退等により欠員が生じた場合には、追加合格者を決定することがあり、当該合格者へは文書で通知します。

8 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず試験開始時刻までに受付を済ませてください。
原則として、遅刻者は受験できません。
- (2) 筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)を持参してください。

9 個人情報の取扱い

本試験実施に際して収集する個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

試験会場案内図



「JR湖山駅」、「JR鳥取大学前駅」から、徒歩15分
※試験当日は、教育センター正面玄関からお入りください。
※車でお越しの方は、域内の平面駐車場に駐車ください。